

掛川市 地震から命を守る各種事業

令和2年4月作成

1. 木造住宅耐震診断・耐震補助事業

【事業内容】 いずれも対象となるのは、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

・**無料**耐震診断の実施(わが家の専門家診断事業)

・木造住宅耐震補強事業(補強計画一体型)

(対象) 耐震診断による評点が1.0未満の住宅で、耐震評点を0.3ポイント以上向上させ、かつ1.0以上にする耐震補強計画策定・工事に要する費用
補強計画作成後に必ず工事を実施する方

(補助額) 一般世帯 上限 **110万円**

高齢者等世帯等 上限 **120万円**

※上記補助は事業費の8割を限度

※補助額は補強計画策定費を含みます



～これまでに補強計画策定を行っている方～

☆耐震補強工事(木造住宅耐震補強助成事業)

(対象) 耐震診断による評点が1.0未満の住宅で、耐震評点を0.3ポイント以上向上させ、かつ1.0以上にする耐震補強工事に要する費用(補強計画に基づく工事)

(補助額) 一般世帯 **50万円(PR活動に協力する場合は65万円)**

高齢者等世帯等 **80万円(PR活動に協力する場合は95万円)**

※上記補助は上限額(工事金額が上限未満の場合はその金額)

※来年度、補助制度改正のため補強工事の補助制度の廃止が想定されます。

ぜひ今年度中に補強工事の実施をお願いします。

・木造住宅建替等事業

(対象) 耐震診断による評点が1.0未満の住宅

(補助額) 補助対象経費の **23%以内**

・一般世帯除却 上限 **30万円**

・高齢者等世帯等除却 上限 **40万円**

・居住誘導区域内建替(除却・新築) 上限 **60万円**

※補助対象経費：一般・高齢者等世帯除却については、既存住宅の解体工事費

居住誘導地域内建替については、既存住宅の解体工事費+新築の工事費

※居住誘導区域に該当するかどうかは、都市政策課までお問い合わせください。

2. 非木造住宅耐震診断補助事業(既存建築物耐震性向上事業)

【事業内容】 昭和56年5月31日以前に建設(着手)した非木造の住宅及び店舗など非住宅の用途の既存建築物耐震診断
設計士等が、構造・用途により定められた耐震診断方法で実施

【補助額】 **非木造の1戸建住宅: 補助対象額×2/3**

※補助対象額: 耐震診断にかかる費用と13万6千円を比べて少ない方

その他の建築物: 補助対象額×2/3(限度額200万円/棟)

基準額 1,000㎡未満部分 **3,670円/㎡**

1,000㎡~2,000㎡部分 **1,570円/㎡**

2,000㎡超部分 **1,050円/㎡**

※補助対象額: 耐震診断にかかる費用と基準額を比べて少ない方



3. 家具転倒防止事業

- 【目 的】 家屋内の防災力の向上
- 【対象者】 (1)65歳以上の世帯員で構成された世帯
(2)65歳以上の世帯員及び18歳未満の世帯員(就労者を除く。)で構成された世帯
(3)障害者世帯(18歳以上65歳未満の介護者が同居する世帯を除く。)
(4)母子世帯(18歳以上65歳未満の世帯員が同居する世帯を除く。)
(5)上記(1)から(4)以外の世帯
- 【事業内容】 5か所まで家具固定を実施
- 【費 用】 (1)から(4)の世帯は、無料
(5)の世帯は、固定事業に係る費用の半額(上限**9,000円**)
- 【工事者】 掛川市建築大工組員



金具による固定例



ベルトによる固定例

4. 住宅用防災施設等設置事業費補助金

- 【目 的】 市民の生命財産を守る

①防災ベッド設置事業

(対象) 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断による評点が1.0未満の住宅

(対象となる製品) 防災ベッド(静岡県工業技術研究所が開発したもの)

(補助) 設置に要する経費内で上限**20万円**、1世帯1台限りとする



※畳・天井カバーはオプションです。

②防災ベッドフレーム設置事業(※ 上記イメージ写真のフレーム部分)

(対象) 重度身体障害者(障害者手帳1級または2級)が所属する世帯

(対象となる製品) 防災ベッドフレーム(静岡県工業技術研究所が開発したもの)

(補助) 設置に要する経費内で上限**30万円**、1世帯1台限りとする

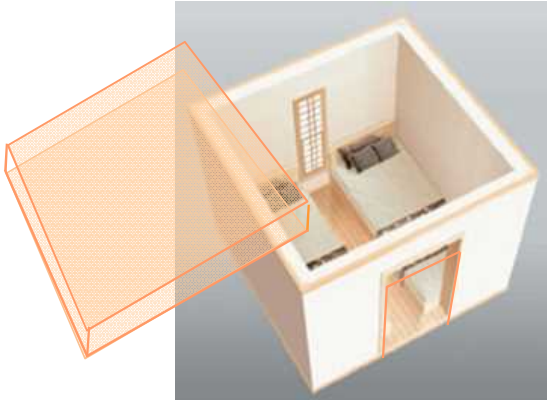
③耐震シェルター設置事業

(対象) 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断による評点が1.0未満の住宅

(対象となる製品) 住宅内に設置する避難用箱型施設

(補助) 設置に要する経費内で上限**20万円**、1世帯1台限りとする

※すべての居住者が65歳以上の住宅は、上限**25万円**



シェルター(箱形の室内設置)イメージ



倒壊実験後のシェルター外観

④雨水貯留設備設置事業

(対象となる製品) 敷地内に降った雨水を貯留するための貯留槽及びその付属設備

(補助) 設置に要する経費の2分の1以内(上限**5,000円**)で、1世帯1台限りとする



⑤感震ブレーカー設置事業

【対象となる製品】

災害時の通電火災を防止することを目的に設置するブレーカーのうち、一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤の規格に該当するもの(工事タイプという)、又は、一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの

【補助】

設置に要する経費の3分の2以内で、15,000円を上限とする。(千円未満切り捨て)

新築住宅に、工事タイプを設置する場合は、一律10,000円



5. その他災害関連の補助事業

①ガケ地近接住宅移転事業

【事業内容】 危険なガケに接している住宅を、安全な場所に移転する費用に補助を行う

対象住宅：次の区域に指定時から建っている住宅(既存不適格住宅)

- ・県建基条例第3条「災害危険区域」
- ・県建基条例第10条区域
- ・土砂法「土砂災害特別警戒区域」
- ・基礎調査が完了し土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある地域
- ・事業着手時点で過去3年間に災害救済法の適応を受けた地域



【補助額】 ①危険住宅の取り壊しに対し **97万5千円**

②融資の利子相当に、次の額を補助

- ・移転先の土地を買うための場合 **206万円**
- ・移転先の土地の造成行為の場合 **60万8千円**
- ・移転先の住宅を建てたいするための場合 **465万円**

※前年に事前相談、事前審査が必要となるため、お早めに相談してください。

②ブロック塀等耐震改修事業

【事業内容】 危険なブロック塀を撤去または安全な塀に改善する費用について補助

【補助額】

- 撤去**
- ・一般道 : 補助対象経費×**1/2** 上限 **20万円** (基準額:8,900円/m)
 - ・避難路沿道等: 補助対象経費×**2/3** 上限 **26.6万円** (基準額:20,000円/m)

改善

 - ・避難路沿道等: 補助対象経費×**2/3** 上限 **33.3万円** (基準額:38,400円/m)

※補助対象経費は、実際の工事費(見積もり金額)と基準額×延長を比較して少ない方

※避難路沿道等とは、緊急輸送路や通学路です。ブロック塀に面する道が該当するかどうかは、都市政策課までお問い合わせ下さい。



③アスベスト除去事業

【事業内容】 含有調査事業: 吹付け建材のアスベスト含有調査する費用について補助

除去等事業: 吹付け建材のアスベスト除去等の工事費についての補助

【補助額】 含有調査事業: 上限 **25万円**

除去等事業: 工事費1/3以内で上限 **60万円**

※建築物石綿含有建材調査者による事業計画の策定が必要です。

《 5の申込み 》 都市政策課 建築住宅係

【詳しい問い合わせ先】

住宅内にかかる地震対策については… 危機管理課防災対策係
大東支所地域支援係
大須賀支所地域支援係
建築物等の地震対策については…… 都市政策課建築住宅係

TEL: **21-1131**

TEL: **72-1112**

TEL: **48-1000**

TEL: **21-1152**